

4月から

介護保険制度の三部が変わります

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうとする制度です。

今回、国の法律改正に伴い4月から介護保険制度の一部が変わるため、主な内容をお知らせします。

平成27年4月からの変更

特別養護老人ホームの入所基準が変わります

特別養護老人ホームが居宅での生活が困難な中重度要介護者向け施設として位置付けられたため、入所の条件が変更となりました。

平成27年3月まで

要介護1以上の方※1



平成27年4月から

要介護3以上の方※2

1 要介護1・2で入所していた方については4月から経過措置として当面そのまま入所できます。

2 要介護1・2の方でも特例措置の対象となる場合は入所ができますので、希望される方はご相談ください。

平成27年8月からの変更

施設入所者の食費と居住費の給付基準が変わります

特別養護老人ホームなどの施設入所者の食費と居住費については原則自己負担です。低所得の方については一部保険で負担していましたが、8月から条件が一部変わります。

平成27年7月まで

非課税世帯に該当する場合、保険から追加負担(補足給付)による負担軽減措置がありました



平成27年8月から

本人課税状況以外に次の条件に該当する場合は負担軽減対象外となります。

- 世帯分離している配偶者が課税されている
- 預貯金等が1,000万円以上ある(夫婦だと2,000万円)
- 遺族年金等も収入として算定することで基準額を上回る(今までは算定基礎外)

なお、自己負担限度額については、介護報酬の改定にあわせて4月からの変更となります。第2段階及び第3段階と認定されている方の自己負担限度額のうち多床室の居住費分が320円から370円に変更となります。現在お持ちの自己負担限度額の認定書は改定後の金額に読み替えて利用しますので、そのまま大切に保管してください。

介護サービス利用時の自己負担割合が変わります

一定以上の所得がある方は、サービスを利用した際にサービス提供業者へ支払っている自己負担額の割合が2割となります。

平成27年3月まで

全ての方が一律1割負担



平成27年4月から

次のとおり一定以上の所得がある方は2割負担となります。

- 合計所得金額が160万円以上

平成26年中の所得が確定する7月中に、要介護(要支援)の認定を受けている方へ、サービスの自己負担割合を記載した証明書を送付します。

注意！福祉用具の購入や住宅改修に係る自己負担分も上記条件に該当する場合は8月以降の支払分から2割の自己負担となります。福祉用具購入や住宅改修を検討されている方はお早めにご相談ください。

▶次号以降から、保険料額や保険料の使いみちなどについてお知らせします。

☎お問い合わせ 健康支援課介護保険係(すこやか健康センター内) ☎ 62-6020